

英国の EU 離脱の背景と今後の経済的影響

青木圭介
川崎健太郎

概要

2016年6月23日、英国では EU 離脱を問う国民投票が行われた。EU 離脱の決定の背景には、EU 拠出金への負担、EU からの移民急増、EU 法による自国主権の侵害、の主に3つの要因が指摘されている。なかでも移民の急増は英国社会において深刻な懸念をもたらし、移民への対応については、政策転換の必要性を問う声が国民レベルにおいても高まっていた。移民の流入は労働市場の逼迫を和らげ、英国経済の発展に寄与する一方で、景気後退期には移民が英国人の雇用を奪うとの批判に晒されてきたが、本稿の分析からは、景気循環的なマクロ経済要因が有権者の離脱判断に影響を与えたとはいえないことがわかった。

EU 離脱によって英国と EU が被る経済的な負の影響は英国に対する方が大きく、慢性的に経常収支の赤字を抱える英国にとって、直接投資を中心とする資本流入によってファイナンスしてきた状況に変化が生じる可能性があり、その対応が今後の課題となる。

キーワード：ブレグジット、移民、NAIRU、単一市場、関税同盟、経常収支

第1章 はじめに

2016年6月24日に実施された、英国の EU からの離脱を意味する「ブレグジット」(Brexit: British-exit を意味する造語)を問う国民投票の結果は世界中に衝撃を与えた。2017年3月29日の EU への離脱意思の通知により、英国は2019年3月29日の24時をもって EU 加盟国ではなくなることになった。

EU 域内は「単一市場」として、ヒト・モノ・サービス・カネの4つの自由が認められ、活発な経済活動をもたらした。EU 加盟国には多大な経済的・政治的恩恵をもたらす一方、拡大と深化を続ける EU においては課題も指摘されるようになり、

英国ではそれが看過するには大きすぎる問題点として議論されるようになった。

EU から得られる経済的恩恵を享受することよりも離脱を選択した英国国民の判断には、どのような要因が影響を与えたのか。また、EU から離脱する英国には、今後どのような経済的影響が予想されるのか。本稿では、「ブレグジット」に関する経緯や背景、英国がこれから直面する問題や課題について、経済学的視点から考察する。

以下、第2章ではブレグジットへの経緯を概観し、その背景となった要因や問題点について考える。第3章では、英国の失業率の推移に焦点を当て、景気循環的なマクロ経済要因が有権者の離脱の決断に影響を与えたかどうかを検証する。第4章では、今後のブレグジットに向けて予想される交渉の行方やもたらされる経済的影響について、英国の貿易構造や経常収支との関係を通じて議論する。第5章はまとめである。

第2章 ブレグジットへの経緯と背景

英国がEU（欧州連合）の前身であるEC（欧州共同体）に加盟したのは1973年である。その後40年以上にもわたり、EUは英国と共に幾多の苦難を乗り越え、拡大を続けてきた。2017年3月には欧州統合の基本理念を定めたローマ条約が締結されてから60年が経ち、その節目の年に英国はEUからの離脱を正式に通知した。拡大を続けてきたEUは初めてその歯車を逆転させることになった。本章では、英国がブレグジットへと進むことになった経緯とその背景について考える。

2-1 ブレグジットへの経緯

英国がEUからの離脱の道を進むことになったその端緒は、2013年1月にロンドンで行われたキャメロン氏（当時首相）の「ブリテンとヨーロッパ」と題する演説であった。その中で、EUに渡してきた権限を英国に取り戻すと掲げ、EUへの残留か離脱かを問う国民投票を実施すると初めて表明した。演説の中ではEUに柔軟性のある改革¹を求めた上でEUに残留したいとの意向を示していたが、結果は周知のとおりである。

2015年に予定された総選挙において、与党である保守党が勝てば2017年までにEUへの残留か離脱を問う国民投票を実施するとの公約に従い、2016年6月23日、

¹ 英国の脱退に関するEUへの改革案については庄司（2016）が詳しい。

事前に登録を済ませた18歳以上の英国人、英国在住の 아일랜드人・英連邦市民、4649万人を対象に実施された。投票率72.2%、3350万人余りの投票の結果は残留支持が48.1%、離脱支持が51.9%と僅差であった。

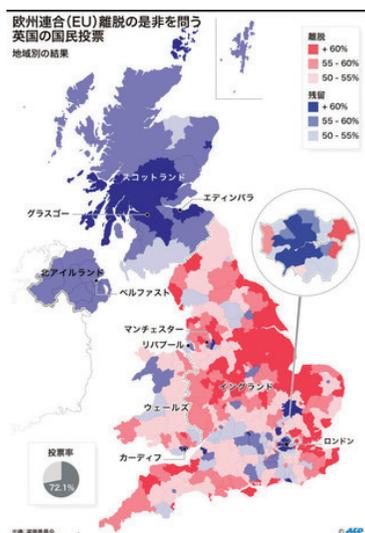
地域別投票結果を見ると、残留支持は北部の地域に多いことがわかる。(図-1参照) スコットランドでは残留が62%、北アイルランドでは55.8%であるのに対し、イングランドでは離脱が53.4%、ウェールズは52.5%となっている。スコットランドは1707年にイングランド王国と連合したが、その後も英国からの独立意識は高く、独立の意識が高ければ高いほど巨大な存在であるEUへの帰属意識が高くなり、残留への支持が高まったと思われる。北アイルランドはEU加盟国であるアイルランド共和国と接しており、現在は国境の検査もなく、経済的にも文化的にも共存意識が高く、残留が過半を占めることとなった。

それに対してイングランドでは、金融の中心地であり大都会のロンドンや、ケンブリッジ、オックスフォードという世界中から知識人が集まる地域では残留への支持が高かったが、とくに地方を中心にEUからの離脱支持が多くなった。その背景には、保守的な風土とかつての古き良き時代への郷愁が、グローバル化を進めるEUのスタンスと急増する移民への抵抗感が相まって離脱への支持が高まったと思われる。また、ウェールズについては都市部を除き離脱支持が広がったことから、イングランドの地方と同様の意識が根底にあったと考えられる。

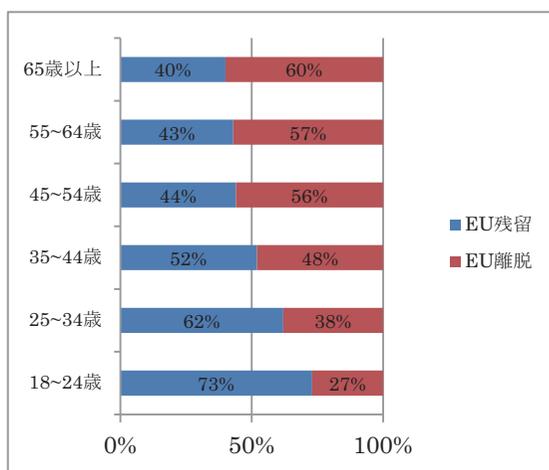
年齢別の投票結果を見ると(図-2)、18~24歳の若年層は70%以上もの人が残留を支持しているのに対し、45歳以上から徐々に離脱支持が高まり、65歳以上では60%が離脱の意思を示したことがわかる。若い世代は生まれた時からEUがもたらす利益や利便性を受け取り、EUという存在を自然に受け入れてきた。英国はEUの一員という意識をもって育ってきた世代であり、EUの中にいることに対し、特別な違和感は少ない。逆に世代が高くなるにつれ、EUへの帰属意識の低下と、過去の古き良き時代への郷愁が強く表れ、EU離脱への支持につながったと思われる。また、日本と同様に英国においても、高齢者は若年層よりも積極的に投票所へと足を運び、結果的に高齢者の意見がより反映される、いわゆる「シルバー民主主義」が今回の国民投票にも表れたと考えられる。とくに、投票日である6月23日の時点で英国の大学はすでに夏休み期間となっており、多くの学生は地元に戻るか旅行に出かけるなど、投票への参加を低下させる要素を含む投票日であったことも少なからず影響したと言われている。

さらに、学歴別投票結果を見ると、義務教育終了(GCSE)では70%、高校卒業相当(Aレベル)では50%、専門学校等卒業では52%が離脱を支持しており、大卒

図－1 投票結果



図－2 年齢層別投票結果



出所：Lord Ashcroft Polls より作成

以上になると68%が残留支持となっている。このことは、社会的、経済的な階層の中で、いわゆるホワイトカラーと呼ばれる人々は残留を支持し、労働者階級であるブルーカラーの人々は離脱支持が優勢だったということを示している。労働者階級の人々にとってEUからの移民とはときおり雇用機会の奪い合いになることもあり、これらの階層の人々の移民への反感が投票結果に表れたということは容易に想像できる。

このように、地域や年代、社会的階層を通じたそれぞれの投票行動が、今回の国民投票においてEUからの離脱という結果を招いたといえる。

2-2 ブレグジットの背景

国民投票を前に繰り広げられていたキャンペーンから英国がブレグジットを選択した背景にあるのは主に次の3点である。1つは、EUへの拠出金の問題。2つ目は移民問題。最後はEU法による自国主権の侵害である。

1) 拠出金問題

2016年の英国のEU予算に対する拠出割合は、ドイツ、フランスに次いで3番目に多く、全体の13.45%を拠出している。額にして131億ポンド（約1.9兆円）²である。逆に共通農業政策（CAP）や研究開発予算等のEUから英国への受取額は45

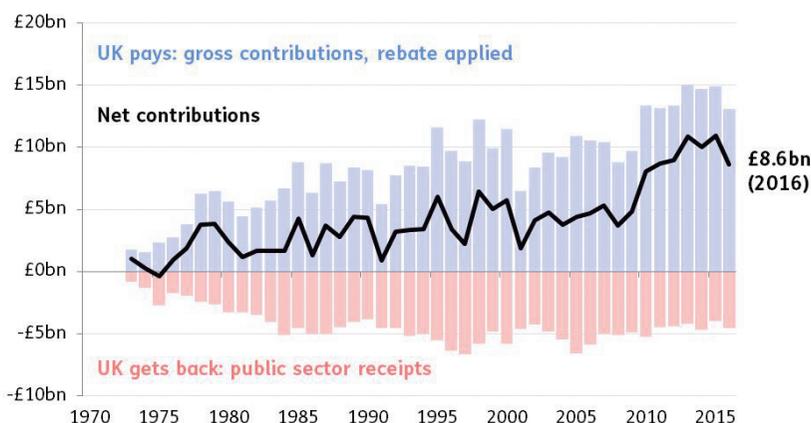
² 2016年末時点の為替レート£1 = ¥145で換算。

億ポンド（約6,525億円）で、差し引き約86億ポンド（約1.25兆円）の実質負担となっている。

図－3 EU 予算への英国の支出

UK payments to EU budget

Balance of UK contributions to and public sector receipts from the EU budget, inflation-adjusted in 2016 prices, calendar years



出所：HM Treasury, European Union Finances 2016

実は、EU加盟国の中で英国は本来2番目に大きな拠出割合となっているが、英国に限っては「リベート³」と呼ばれる軽減措置が導入されており、その結果、2016年の実質負担額はフランスに次いで3番目となっている。この額は英国の経済規模からみると決して過度に大きな負担とはいえないように思える⁴。しかし、2008年以降急増している拠出額に対して受取額にそれほど変化はなく、EUに加盟し続けるコストは大きな負担であると考え人々は少なくない。もちろん、EUに加盟していることのメリットは受取額だけで測ることは出来ない。金融立国である英国は、大陸との自由なアクセスを前提に、金融ビジネスにおいても多大な恩恵がもたらされていることに間違いはないが、その実感はロンドン以外の英国民にはなかなか伝わらないのである。

投票前のキャンペーンでは、離脱派はこの拠出金への負担分を国民医療制度（NHS）の財源に回すと公約に掲げ、国民の関心の高い医療制度を引き合いに出すことでこの問題を焦点にした。しかし、国民投票の直後、この公約は「間違いだった」と撤回されている。

³ 他の加盟国と比べると英国は農業分野での受け取りが少なく不公平との主張から、1985年に「British rebate or UK correction」という軽減措置が導入されている。2016年では約38億ポンドが拠出金から差し引かれている。その結果、英国の拠出金額はGNI比で0.71%となっている。

⁴ 詳細については「EU Budget 2016 Financial Report」や「HM Treasury European Union Finances 2016」を参照。

EUの予算は、数年先の状況を踏まえて組まれており⁵、英国の離脱が決まる以前に既に先の予算が検討されている。当然ながらその予算には英国の負担分も含まれているが、このことが後に議論される、いわゆるEUとの「手切れ金」の案件である。

2) 移民問題

直近の2017年3月のデータを用いた英国の移民に関する現状は以下のとおりである。

表－1 英国移民統計（2017年3月末時点）

	All Citizenships	British	Non-British	EU	Non-EU
外国からの移住	588000	74000	514000	248000	266000
外国への移住	342000	134000	208000	122000	86000
純移民流入	246000	-60000	306000	127000	179000

出所：Migration Watch UK

すべての市民の英国への移住者は58.8万人。その内、英国人以外の方が51.4万人。その中でEU市民は24.8万人、非EU市民は26.6万人となっている。英国から外国に移住したすべての市民は34.2万人であることから、差し引きの純移民流入は24.6万人となっている。2016年の同時期では32.7万人であったことから、英国の離脱決定により移民の数は既に減少傾向を示しつつあるといえる。

図－4は英国における長期的な移民流入の傾向を示している。1993年ごろまでは移民の流出入については一進一退を繰り返していたが、英国の長きにわたる経済成長に伴い、労働力確保の観点から1994年を境に流入超過の状態が続いている。とりわけ、一段の伸びを示すのが2004年のEU東方拡大⁶に伴う旧社会主義国からの流入である。

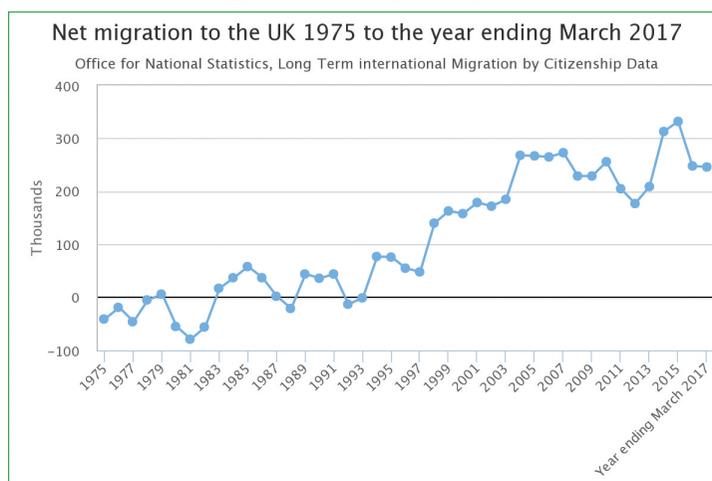
英国に移住したEU市民の推移を示したのが図－5である。離脱キャンペーンで東欧出身の移民に大きな焦点が当てられたが、意外にも当初のEU14ヶ国（ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、フィンランド、スウェーデン）の国民で、全体の約50%を占めている。2004年にEUに加わった中・東欧のEU10（チェコ、ポーランド、ハンガリー、スロバキア、スロベニア、エストニア、

⁵ EUの基本条約は5年以上の多年次にまたがる財政枠組みをEU理事会規則として策定し、該当期間内の総支出の上限を大まかな政策分野別に定めることを規定している。これは多年次財政枠組み（multiannual financial framework）と呼ばれており、通常は7年である。

⁶ EUの東方拡大については青木（2004）が詳しい。

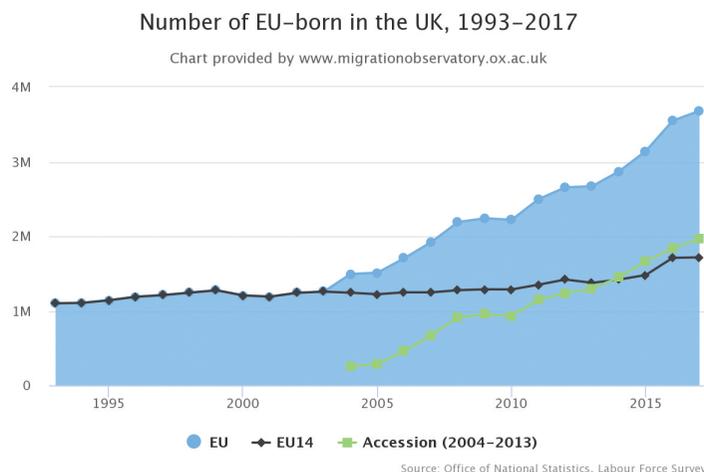
ラトビア、リトアニア、マルタ、キプロス) からの移民は著しい伸びを示し、10年後の2014年には EU からの移民の約半数を占めるに至った。この著しい伸びと、低賃金での職種もいとわない中・東欧出身者の雇用増加を背景に、英国内での移民に対する厳しい態度が生まれることになる。

図－4 移民者数の推移



出所：国家統計局（ONS）

図－5 EU 域内からの移民者数の推移



出所：国家統計局（ONS）

EU の加盟国内では EU 市民は自由に移動が出来、職を得ることが出来る。単一市場を構成する上での一つの重要な要素で、それが各国の労働市場の柔軟性を高め、ときに経済ショックを和らげる効果もある。表－2にあるように、英国はかつての植民地であるインドやパキスタンなどからの移民も多く、英国内の至る所でインド

やパキスタン人の多く集まる居住区が存在している。現在ではポーランド人が圧倒的に多くなっているが、英国の移民問題は必ずしも EU からの移民に限られたことではないということを留意しながら、以下では EU 市民の移民問題を中心に検討する。

表－2 英国在住外国人の国別
上位（2015年）

1位	ポーランド	91.6万人
2位	インド	36.5万人
3位	アイルランド	33.2万人
4位	ルーマニア	23.3万人
5位	ポルトガル	21.9万人
6位	パキスタン	21.0万人

出所：国家統計局（ONS）

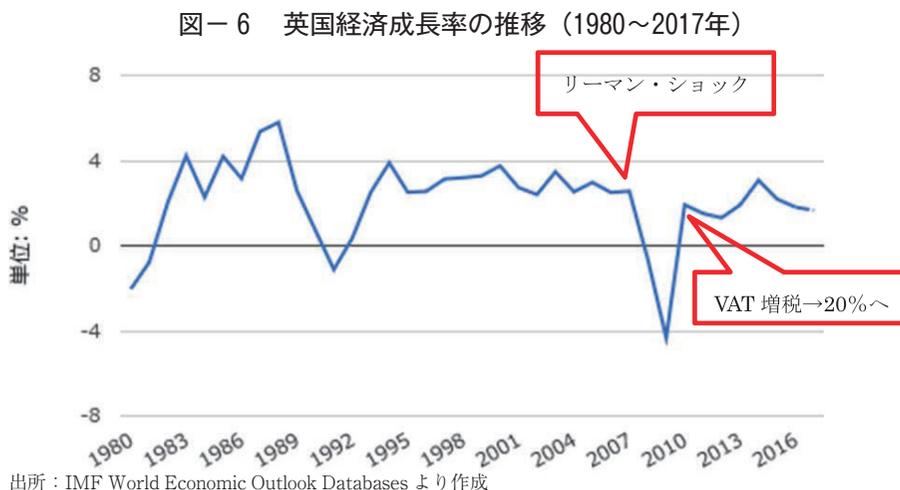
2004年の EU 東方拡大に伴い、西欧諸国に比べると格段に所得水準の低い、中・東欧の旧社会主義国が加わった。EU においてはこのとき、急激な移民増加による経済や社会の混乱を避けるため、最長7年の東欧からの移民に一定の制限を掛ける移行措置の適用が認められ、それに従いポーランドやチェコと国境を接しているドイツを始め、フランスやイタリアなどもこの移行措置を導入した。しかしながら、英国においては当時の労働党ブレア首相が「オープンドア政策」を掲げ、中・東欧諸国からの労働者を無制限に受け入れる政策を実施し、その政策の下、中・東欧からの労働者が急増し、2017年時点では196.4万人に上っている⁷。

当時の英国では15年近くも経済成長が続き、雇用環境にひっ迫感が生じてきた状況で、EU の東方拡大は労働者不足を解消する新たなチャンスと捉えたのである。単純労働や低賃金の職種には英国人は就きたがらず、自国で働くよりは高い賃金が得られる英国に多くの労働者が集まることは当然であり、その後、生活基盤が整い始めると本国から家族を呼び寄せるなど、移民の流入に拍車がかかることになる。

長らく続いた経済成長は2008年のリーマン・ショックを機に陰りが生じることになる。金融市場を大きく揺さぶるこの金融危機は、金融立国としての英国の経済を直撃することになる。図－6にみられるように、1993年から拡大を続けてきた英国経済は、2008年のリーマン・ショックを機にマイナス成長となり、2009年には－4%を超える大きな不況に陥った。大量に流入していた中・東欧からの移民はそのような状況でも本国に帰ることなく、そのまま英国各地に定着していた。景気が悪化す

⁷ EU では英国の他に、アイルランドとスウェーデンも移民への制限を掛けなかった。

るにつれ、移民に雇用を奪われるのではとの不安や、医療や失業保険などの社会保障制度が大量の移民によって混乱するとの懸念が、移民に対する根強い反感を生むことになる。



国家統計局によると⁸、2015年に英国の人口は50万人増加し、その3分の2は移民による人口増であった。また、今後25年間で人口は970万人増え、その51%は移民の増加によると指摘している。さらに、英国内務省の調査研究によると⁹、移民は社会全体の関心事であり、公共サービスへの移民の影響が重要な問題であると示されており、2011年2月の世論調査では成人の75%が移民問題を経済に次ぐ大きな問題と捉え、公共サービスへの負担を、移民を問題視する最も一般的な理由として挙げている。政府においてもこれだけの移民増加は想定しておらず、学校や病院などでは対応しきれなくなっているのが実情であった。とくに、国や自治体の補助金によって運営されている病院では予算が決められており、NHSを利用する患者は治療費が無料であることから、移民増による患者の増加は関連予算をひっ迫させ、医療サービスのさらなる低下を引き起こすことになる。先の調査では回答者の所在地によって違いもあるが、国レベルで移民が大きな懸念事項であると指摘されていた。

また、リーマン・ショックの影響から経済がようやく立ち直りつつあった2011年には、公共サービスの維持を目的に付加価値税（VAT）が17.5%から20.0%へ引き上げられ、増税による景気低迷とその負担感は、少なからず移民に対する国民の

⁸ 詳細については以下を参照されたい。http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20160106022921/http://www.ons.gov.uk/ons/dcp171778_420462.pdf

⁹ Home Office, "Social and Public Service Impacts of International Migration at the Local Level", *Research Report* 72, July, 2013.

不満を募らせ、その蓄積した不満のガス抜きへの試みが、移民に対する政策の改善を含む EU 改革¹⁰への交渉を進めることを表明した2013年1月の演説につながり、その後、EU 離脱を問う国民投票の実施を公約にした2015年の総選挙を迎えるのである。

3) EU 法による自国主権の侵害

EU 法とは欧州連合の基盤となる法体系を示したものであり、それは3つの柱構造と呼ばれる、各分野に関する規定によって構成されている。第1の柱は、「経済や社会に関する権利」・「欧州連合の諸機関の設立の根拠」という最も古くかつ重要な規定であり、EU の前身である欧州共同体（EC）の基本理念を定めたものであり、1957年に調印された「ローマ条約」において設置された。第2と第3の柱はそれぞれ、「欧州連合の共通外交・安全保障政策」と「警察・刑事司法協力」について定めたものであり、欧州連合条約、いわゆる「マーストリヒト条約」として1992年に調印されている。これらの規定は加盟国間の議論を経て幾度となく修正が加えられており、今回の英国の EU 離脱に関連する、2007年に制定された「リスボン条約」もその一つである。これらの条約を「欧州連合基本条約」として加盟各国が締結することで、EU 法と呼ばれる法体系がすべての EU 加盟国に適用される。重要なのはこの EU 法は加盟国の法体系に直接作用し、かつ経済政策や社会政策においては国内法より優先されることである。

「マーストリヒト条約」では、欧州連合における域内市場では、「財」・「サービス」・「資本」・「労働」の4つの移動の自由が盛り込まれており、これらを認めた上で「単一市場」が形成されている。確かにこの「単一市場」の恩恵は大きく、それが英国にとって EU に加盟している最大の要因である。とくに「労働」以外の3つの移動の自由から得られる経済的メリットはかなり大きい。EU 域内で通用する「シングルパスポート¹¹」や「非関税障壁」などはその最たる例といえよう。

しかし、1.2万種にも及ぶとされる EU 法の中には、一見するとあまり必要とは思えないものも存在するのは事実である。離脱キャンペーンで示された例をいくつか挙げると¹²、「曲がったバナナやキュウリは禁止」、「白熱電球の輸入禁止」、「強力な掃除機の輸入・製造禁止」、ミネラルウォーターに対して「脱水症状を防ぐとの

¹⁰ EU 改革への英国の取り組みについて庄司（2016）が詳しい。

¹¹ EU に加盟するいずれかの国で免許を取得した金融機関は、他の EU 加盟国においても金融商品の販売や支店設立などの業務が認められる制度。単一免許制度のことである。

¹² 詳細については以下を参照されたい。<http://www.dailymail.co.uk/news/article-3658811/Barmy-Brussels-regulations-UK-leaves-EU-referendum-result.html>

表記禁止」など、法としての必要性を十分に感じる事の出来ないものもあるが、もっとも深刻で自国の主権を脅かすと懸念されたのが、「労働移動の自由」であり、主権国家として急増する移民の流入に歯止めをかけることが出来ない現実であった。

英国には、これまでも単一通貨である「ユーロ」の導入義務の免除や拠出金に対する「リベート」の導入、「シェンゲン協定¹³」への不参加など、さまざまな EU 条約の適用除外を受けており、「移民問題」についても、EU に対して柔軟な対応を求める方向で国内の議論が進められようとしていたが、国民投票の結果を受け、その議論も実現することはなくなった。

上記3つの要因がとくにブレグジットの背景にあるといわれている。大陸欧州各国にとって EU は「経済的恩恵を伴う政治プロジェクト」との認識であるが、英国にとっては「政治的コストを伴う経済プロジェクト」と見なされている。では、英国にとって EU に「残留」なのか「離脱」なのかの選択は、国民にとって政治的なコストと経済的なベネフィットを考慮することで判断されると考えるのが妥当であろう。英国は EU の単一市場に加わることで大きな経済的恩恵を受けてきた。インフレを抑え、自国の経済成長に必要な労働力を EU からの移民によって確保することで成長を維持してきたのも事実である¹⁴。一方で、リーマン・ショックにみられるような経済的困難に直面した際には、その移民が英国人の雇用を奪うとの懸念が浮上し、移民への風当たりは強くなった。果たしてその懸念は事実なのか、次章ではその問題についてマクロ経済学の視点から考察する。

第3章 英国労働市場と EU 離脱

4つの移動の自由を保障した現在の EU であるが、経済分野における統合体であった EC（欧州共同体）においては、より早い段階で加盟国間の貿易取引における関税撤廃や加盟国出身労働者の域内移動の自由が認められていた。そのため、英国国内企業は、EU の発足以前からすでに激しい競争市場の中へ統合されており、英国の労働市場は比較的長期間にわたり、その影響を受けていたこととなる。本章では、欧州統合における英国の労働市場のマクロ経済的変化が、EU 離脱の影響にどの様に作用したかを考察する。

¹³ 国境管理を廃止し、シェンゲン領域外から域内に入る渡航者に対し、共通のビザの発給基準を定めたもの。シェンゲン領域内においてはパスポートがなくとも自由な移動が認められている。2017年4月現在、EU の中では英国の他に、アイルランド、ブルガリア、クロアチア、キプロス、ルーマニアなども協定に参加していない。

¹⁴ Simionescu (2017) は、移民が英国経済にプラスの影響を及ぼしているとの分析結果を示している。

3-1 可変NAIRUと失業ギャップの推計

労働市場をマクロ的観点から分析する上で重要な概念の一つに、自然失業率がある¹⁵。これは経済が長期均衡状態にある失業率を示すが、類似する概念にインフレ非加速的失業率（Non-Accelerating Inflation Rate of Unemployment：以下NAIRU）がある¹⁶。NAIRUはフィリップス曲線におけるインフレと失業率とのトレードオフの議論を前提として、インフレを加速させずに、経済が許容する失業率を示すとされる。フィリップス曲線に関する議論を前提とする場合、実際に観測される失業率から、自然失業率またはNAIRUのいずれかの差をとったものは「失業ギャップ」と呼ばれる。この正のギャップが大きいことは、非自発的失業者の増大およびデフレーションの進行を意味し、負のギャップが大きいことは、労働供給の逼迫と高いインフレ率の進行を意味するため、失業ギャップの絶対値の増大はいずれも経済に悪影響を及ぼすと考えられる。

英国の失業ギャップがどの様に推移し、EU離脱の国民投票結果に作用したかどうかを考察するため、Fabiani and Mestre（2001）に倣ってKalmanフィルターを用いた可変NAIRUを推計する。

ここでは一般的なフィリップス曲線のモデルを想定して、実際に観測されるインフレ率は以下の様に説明されると仮定する。

$$\pi_t = \pi_t^e - \theta (u_t - u_t^*) \quad (1)$$

ここで、 u_t は実際の失業率、 u_t^* は自然失業率であるとする。

本節では、Kalmanフィルターを用いて可変NAIRUを推定するため、実証モデルにおいては、(1)式に含まれる期待インフレ率は、過去のインフレ率の移動平均で表されるとし、さらに失業ギャップとコストプッシュインフレーション等の供給サイドに生じるショックを外生変数として想定する¹⁷。

状態変数を含む観測方程式は以下のように表されるとする¹⁸。

¹⁵ 自然失業率は、貨幣中立に関する概念的な前提に基づいた失業率である。貨幣の中立性が保証され、賃金の下方硬直性によって生じる非自発的失業の発生が生じないことから、古典派経済学が想定していた構造的失業と摩擦的失業を合わせた失業率と考えられている。経済に恒久的な供給ショックが生じると、自然失業率に含まれるとされる構造的失業率は経済発展や経済構造の変化によって推移することとなるため、自然失業率は恒久的な供給ショックが一定となるような時間の経過を想定する。

¹⁶ Modigliani and Lucas（1975）を参照。NAIRUの特徴の一つは、実際のデータを用いて均衡失業率を推計する上で親和性の高い概念であることである。また、恒久的な供給ショックの発生によって経済構造が変化することを考慮し、安定的なインフレ率の推移やそれによって許容される失業率が、供給ショックによって可変であるとする「可変NAIRU」を想定することができる。潜在失業率と実際の失業率との差である失業ギャップは、経済構造の変化から生じた摩擦的失業と構造的失業をより現実の失業実態に近いように説明することができるため、経済政策の実行上での具体性をより考慮した失業率の概念といえる。ただし「可変NAIRU」は、単にインフレを加速させない失業率を示す閾値に過ぎない。

¹⁷ Fabiani and Mestre（2001）で示されたベースモデルを用いる。

$$\Delta \pi_t = a + a(L)\Delta \pi_{t-1} + \rho(L)(u_t - u_t^*) + b(L)\Delta z_t + \varepsilon_t^\pi \quad (2)$$

$$y_{t-1} - y_{t-1}^* = \phi(L)(u_{t-1} - u_{t-1}^*) + \varepsilon_t^y \quad (3)$$

ここで、 z_t は供給要因によるインフレ圧力を、 $y_t - y_t^*$ は産出ギャップをそれぞれ示す。

実証分析に用いるデータは、英国の実質 GDP、消費者物価指数、失業率に加え、供給サイドにおいてインフレ率に影響をおよぼす要因の代理変数として、原油先物価格 (WTI) を用いた¹⁹。データは1989年から2016年第4四半期までの四半期データを用いた²⁰。

3-2 NAIRU と実際の失業率の失業ギャップの推移

表-3 は推計モデルの推定結果を示したものである。図-7 は、推定によって得られた NAIRU および 1 標準偏差の幅を持たせた NAIRU の推移と、実際に観測された失業率の推移を示したものである²¹。

表-3 Kalman フィルターによる NAIRU の推定結果[†]

分析期間：1990年第1四半期 - 2016年第4四半期							
変数	ρ	ϕ	δ_1	δ_2			
係数	-0.00042	-0.01559	1.91495	-0.92927			
標準偏差	0.00023	0.01134	0.07401	0.07238			
変数	a_1	a_2	a_3	b_1	b_2	b_3	b_4
係数	-0.76412	-0.45024	-0.56047	0.00923	0.00778	0.00294	0.00712
標準偏差	0.07507	0.10068	0.06788	0.00269	0.00293	0.00283	0.00254

† RSTS, DLM コマンドを BFGS オプションを用いて推定。Log Likelihood : 619.0208

¹⁸ ベースモデルにおける状態方程式は以下の様に示される。潜在 GDP および NAIRU およびそれぞれの確率トレンドは、

$$\begin{aligned} y_t^* &= y_{t-1}^* + \beta_{t-1} + \varepsilon_t^y \\ u_t^* &= u_{t-1}^* + \xi_{t-1} + \varepsilon_t^u \end{aligned}$$

で表される。ここで、

$$\begin{aligned} \beta_t &= \beta_{t-1} + \beta_t^q \\ \xi_t &= \xi_{t-1} + \xi_t^q \end{aligned}$$

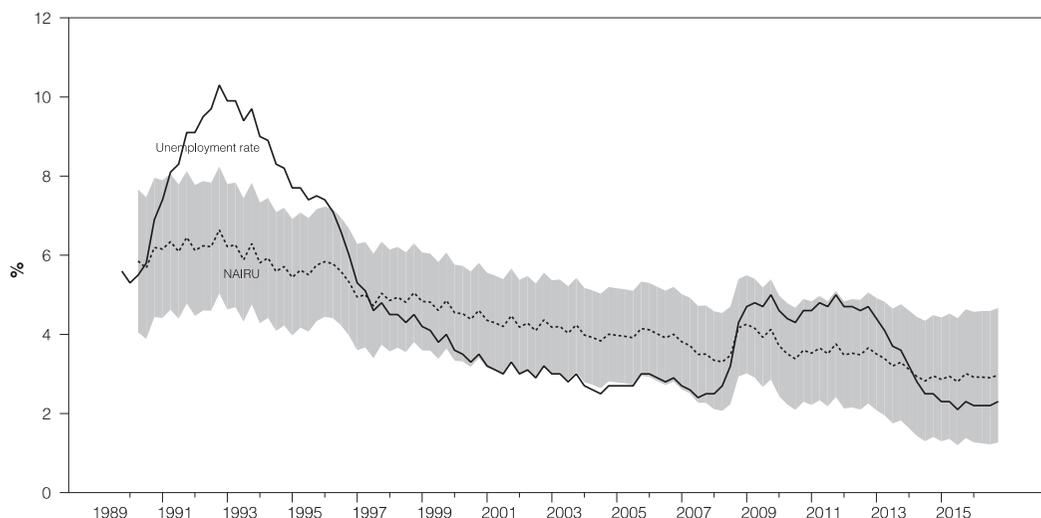
である。また失業ギャップは自己回帰過程に従うとし、以下の様に表される。

$$u_{t-1} - u_{t-1}^* = \delta(L)(u_{t-1} - u_{t-1}^*) + \varepsilon_t^u$$

¹⁹ 可変 NAIRU を推定する先行研究においては、供給要因がインフレ率におよぼす影響をあらゆる外生変数には、輸入物価や原油価格などが用いられるのが一般的である。Fabiani and Mestre (2001) においては、輸入デフレーターが用いられているが、英国の EU 域内の貿易取引にまつわる関税が及ぼす影響を考慮して、本稿では原油価格を用いている。これらの議論については Greenslade and Saleheen (2003) を参照。

²⁰ データはすべて FRED、Federal Reserve Bank of St. Louis, Economic Data Online から得ている。

図－7 英国のNAIRUの推定値と実際の失業率の推移



推定されたNAIRUと実際の失業率との差である失業ギャップの推移を見ると、1992年の「ポンド危機」直前の英国は極めて高い失業率であったが、ポンド危機を契機として失業率の低下が見られている。これは、危機によって通貨価値が大きく下落し、英国の輸出が急激に回復したことが考えられる。失業率の低下傾向はその後も続き、アムステルダム条約が締結される1997年頃には、推定されたNAIRU値を下回るようになる。この傾向は、世界金融危機を迎える2008年頃まで続いている。フィリップス曲線におけるインフレーションと失業とのトレードオフが存在することを前提とすれば、英国はユーロ圏の誕生から世界金融危機に至まで、失業率の低下とともに、インフレーションの進行が進んでいたことが推測される。

世界金融危機や欧州財政危機が生じる2008年以降、英国の失業率は上昇し、NAIRU値を上回る時期が観察されているが、欧州財政危機がある程度の落ち着きを見せ始めた2013年以降、再びNAIRU値を下回るまで、失業率の低下が見られている。直近での実際の失業率の低下によって失業ギャップが再び負に転じていたことは、少なくとも世界金融危機以前の状態にまで英国経済が回復してきていたことを示している。

世界金融危機・欧州財政危機によるデフレから脱却し、直近においては英国の失業率の低下や失業ギャップが縮小していたことは、英国の有権者が、景気循環的なマクロ経済要因を重要視して、EUからの離脱という選択肢をとったと説明するこ

²¹ 推定結果は以下の通りである。

Fabiani and Mestre (2001) で用いられた推計モデルのプログラムは Estima 社のホームページ (https://estima.com/resources_procs.shtml) において公開されている。

とは難しい。

よって、有権者の EU 離脱の意思決定における経済的要因として、より構造的な問題に着目すべきであろう。考えられるのは以下の3点である：1) 失業ギャップがマイナスとなる時期では、インフレーションの進行はどの程度許容できていたのか、2) 労働市場の逼迫によって生じる名目賃金の上昇と、インフレーションの進行によって実質賃金の低下や、企業が求める労働者の質に変化を生じさせていたかどうか、3) 失業ギャップがプラスとなる時期においては、EU 加盟国内の労働者の移動の自由が保障されて以降、英国の国内失業者が他の EU 加盟国から流入する労働者よりも、待機失業者となるケースが多かったかどうか、であろう。

第4章 ブレグジットの今後の展開と予想される影響

英国は2017年3月29日、EU に対して EU 基本条約（リスボン条約）第50条に従い EU からの離脱を正式に通知した。これにより2年間の離脱交渉が開始され、2019年3月29日には英国は EU 加盟国ではなくなることになる。

本章では、英国と EU との今後の交渉に関する課題と方向性を考え、離脱後の英国や EU の経済に及ぼす影響について議論する。

4-1 今後の展開

欧州理事会によって発表された交渉ガイドライン²²によると、EU からの離脱交渉は段階的に進められることになっている。第一段階では、①在英 EU 市民・在 EU 英国国民の権利保障について。②英国の対 EU 債務義務について。③その他の諸問題として、アイルランドとの国境問題や EU 法停止に伴う諸問題の解決などが協議される。その後、第二段階として、英国と EU との将来の関係のための枠組みについて協議するとされ、必要に応じて、暫定・移行措置についても協議されることになっている。

①については、就労や就学などで英国に生活する EU 加盟国民の権利保障を交渉の最優先事項とし、EU 域内の英国国民の権利も保証すること。英国と、あるいは英国でビジネスを行う企業や、EU 各国と、あるいは EU 各国でビジネスを行う英国企業にとって、EU 法の英国への適用停止により、無法状態にならないように交渉することなどが盛り込まれている。

²² ガイドラインの原文は欧州理事会のサイトを参照。 <http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2017/04/29/euco-brexit-guidelines/>

②についてが、現時点ではもっとも交渉が難航している項目である。いわゆる EU との「手切れ金」である。英国の EU 離脱および加盟国としての約束に由来する全ての権利と義務の清算についてであるが、とくに他年次財政枠組みのもとで EU では既に2020年までの予算の大枠が組まれており、英国もその予算の一部を担っている。EU としては英国が離脱しようとも、加盟国としての約束に由来する義務の清算を求めており、この金額についての双方の主張は本稿執筆時点においてなお隔たりの大きい。2017年10月末時点では、英国は200億ユーロ、EU は500~600億ユーロである。EU はこの問題の解決がない限り、次の段階への交渉には進まないとの姿勢を見せている²³。

③については、北アイルランドとアイルランドの国境について、EU の統一を維持しながらも、和平プロセスにも配慮し、厳格な国境とならないよう柔軟な解決策を模索することになっている。他には欧州司法裁判所、欧州委員会や EU 諸機関で係争中の英国や英国企業、英国人に関係する行政手続きについても法的確実性と平等な取り扱いを確保する措置の必要性を議論している。

これら第一段階での交渉が終了した後、第二段階に進むことになっている。第二段階では、EU と英国の将来関係の枠組みに関する全体的な理解を形成し、予備協議・準備協議に着手することになっている。必要に応じて、法的に可能な範囲で将来関係構築までの繋ぎとして、移行協定の確定も模索することになっている。

将来の英国と EU の関係については、英国の EU 離脱後に初めて新協定の締結が可能としており、現時点では新たな貿易ルールなどが取り決められるまでにはかなりの時間を有すると考えられる。

第二段階での協議が終了した後に、欧州議会での審議・同意手続きを経て、EU 加盟国の国会承認を得た後に、英国の EU 離脱が欧州理事会で承認されることになっている。これらの手続きを踏まえると、欧州委員会が想定する第二段階までの交渉期限は2018年10月末となっているが、これまでの経緯を見ると期限までに交渉が終了するかどうかは疑問である。とくに、英国と EU の将来関係の枠組みについては全く不透明である。

現時点で想定されている離脱形態は、「ハード・ブレグジット」か「ソフト・ブレグジット」の2つと言われている。2つの違いは、EU の単一市場・関税同盟に残るか、残らないかであり、現時点での英国政府の公式な立場は前者の「ハード・ブレグジット」で、混乱を避けるために2年間の移行期間を設けることである。EU

²³その後、英国と EU の間で清算金については合意に至ったとの報道もある。

からの恩恵は主に単一市場へのアクセスと関税同盟にあるが、それらは「ヒトの移動の自由」と切り離すことは出来ないというのが EU 側の方針である。したがって、英国にとっては「ソフト・ブレグジット」は困難で、せめて新たな協定が出来るまでの移行期間を設定できるかどうか重要となる。

表-4 EU 単一市場にアクセスする既存の枠組みの権利と義務

[図表5] EU単一市場にアクセスする既存の枠組みの権利と義務

資料: HM Government「Alternatives to Membership」(16年3月)

		国民投票で	普通の	ノルウェー型	スイス型	トルコ型	カナダ型	WTO型
		残留を選んだ英国	EU加盟国	EEA参加	二国間協定			
権利	EU法への投票権	○	○	×	×	×	×	×
	EU市場アクセス	○	○	△/×	△/×	△/△	△/×	×
義務	絶えざる緊密化	×	○	×	×	×	×	×
	司法内務協力	△	○	△	△	×	×	×
	ヒトの移動の自由	☆	○	○	○	△	×	×
	シェンゲン協定	×	○	○	○	×	×	×
	EU財政への拠出	△	○	△	△	×	×	×
	ユーロ導入	×	○	×	×	×	×	×

○=あり、△=部分的、×=なし、△/×=域内関税免除、非関税障壁は△、域外共通関税、FTAは×

△/△=工業製品及び農産物加工品が対象、EUのFTAには相手国のアクセスは認め、トルコのアクセスは認めない形で参加

☆=「EUからの移民労働者への社会保障給付を入国後4年間制限できる」緊急ブレーキ制導入が予定されていた

出所: 伊藤さゆり (2017) 「EU 離脱に揺れる総選挙後の英国」、NLI Research Institute REPORT、August.

伊藤 (2017) を参考に、国民投票で離脱を選んだ英国の現時点での、ノルウェー型～WTO 型の協定を検討してみると、ノルウェーは欧州経済領域 (EEA) という枠組みに加わることで単一市場にアクセスできるが、EU 法への投票権がないということは EU のルール策定に加われず、ヒトの移動の自由も認めていることから、英国にとってはかなり難しい。そうであれば、トルコ型でヒトの移動の自由を切り離して採用するか、カナダ型で進めつつ交渉によって個別ルールを取り決める、新たな枠組みを模索することになるだろう。

ただ、英国にとって望ましいのは、これまで行ってきた貿易やサービス取引への影響を最小限に抑えることであり、そのためには EU の単一市場にいかにアクセスできるかを基準にした交渉を進めていくことが重要である。その過程で、EU への拠出金の支払いや労働移動の自由といった、現時点では頑なに拒絶している英国の抱える重要課題に対し、今後の交渉の過程では一定の譲歩もあり得るかもしれない。そうすることで、ノルウェー型に近い「ややソフト」なブレグジットが実現する可能性を否定するものではない。もちろん、英国内で懸念されているように、交渉が一切まとまらず、「クリフ・エッジ」と呼ばれる何の取り決めもないまま WTO 型に移行することも十分に考えられる。

4-2 予想される影響

今後、どのような協定を結ぶのかは英国と EU の交渉次第であるが、少なくとも EU に加盟していたときのような自由で障壁のない金融・貿易取引と比べると、大きく様子が異なることは間違いない。

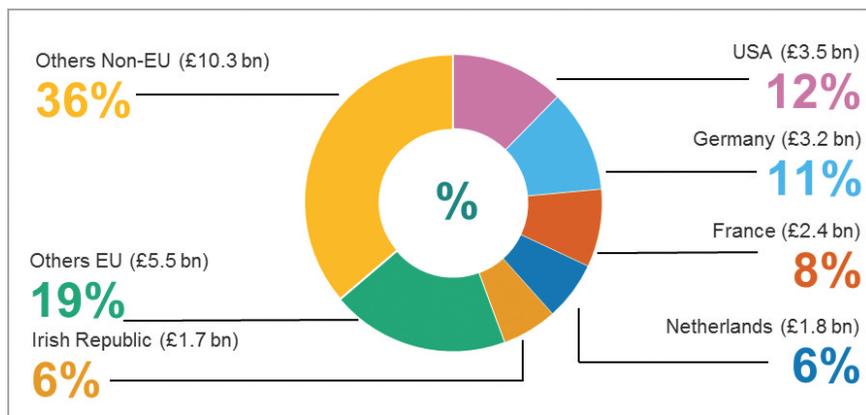
EU に加盟していることで得られる「シングルパスポート」や「非関税障壁」を失うと仮定すると、それだけでも通関に必要となる大量の書類を作成し、税関を通るためのトラックの長蛇の列など、時間とコストは大幅に増加することになる。また、英国には世界中から多額の直接投資が行われ、英国内で築かれたサプライチェーンを通じて EU に輸出されるというパターンが出来上がっていた。製品の規格や環境基準、銀行免許や共通の税関手続きなど、EU のどこかの国で受けた免許や認証は、EU 内であればどこでも効力をもっていたが、離脱後はそれらの基準や規格も見直す必要性が生じる可能性がある。また、貿易協定をはじめとするさまざまな対外交渉も EU として行うことで、その効力はすべての加盟国に及んでいたが、離脱後はそれらすべての交渉は英国自身が個別に行う必要があり、全体としてカネやモノの流れはこれまでとは大きく変わることになる。以下では、まずは英国と EU との貿易について検討する。

1) 貿易面

貿易面において、仮に WTO 型となれば、EU は輸送機器で乗用車の10%をはじめ最大で22%、化学品で最大13%、鉱物燃料で最大5%などの対外関税を課している。

以下の図は2017年9月の英国の輸出相手国上位5カ国を示したものである。

図-8 英国の輸出先上位5カ国（2017年9月）

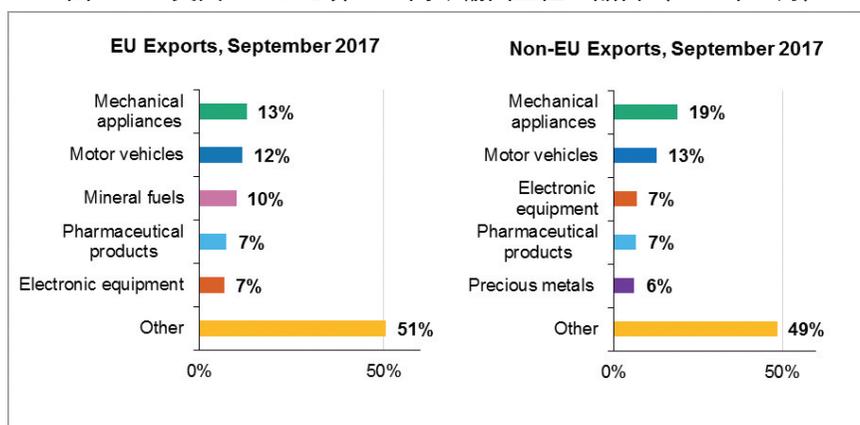


出所：HM Revenue customs, *UK Overseas Trade in Goods Statistics*, September 2017.

輸出の最大相手国はアメリカであるが、2位はドイツ、3位フランス、4位はオランダ・アイルランド（同率）となっている。これに他の EU 諸国を加えると、全体の約50%が EU 向けの輸出となっており、英国の貿易相手国として EU がいかに重要であるかがわかる。

また、英国の EU と非 EU 向け輸出品目の上位 5 品目を示したのが以下の図である。

図-9 英国の EU と非 EU 向け輸出上位 5 品目（2017年 9 月）



出所：HM Revenue customs, *UK Overseas Trade in Goods Statistics*, September 2017.

英国から EU への輸出の第 1 位は機械機器で13%、次いで自動車（12%）、鉱物性燃料（10%）、医薬品（7%）と続いている。医薬品の比率が比較的高いのは、現在はロンドンにある EU 所管の欧州医薬品庁（EMA）が医薬品の認可・承認を担っており、シングルパスポート制度のもと、医薬品メーカーとしては英国に拠点を置くことの利便性が高いからである。しかしながら、この EMA もアムステルダムへの移転が決まったことから、移転後は医薬品メーカーにとっての利便性の低下は避けられず、それらのメーカーにも移転や拠点の移動といった対応が必要になるかもしれない。

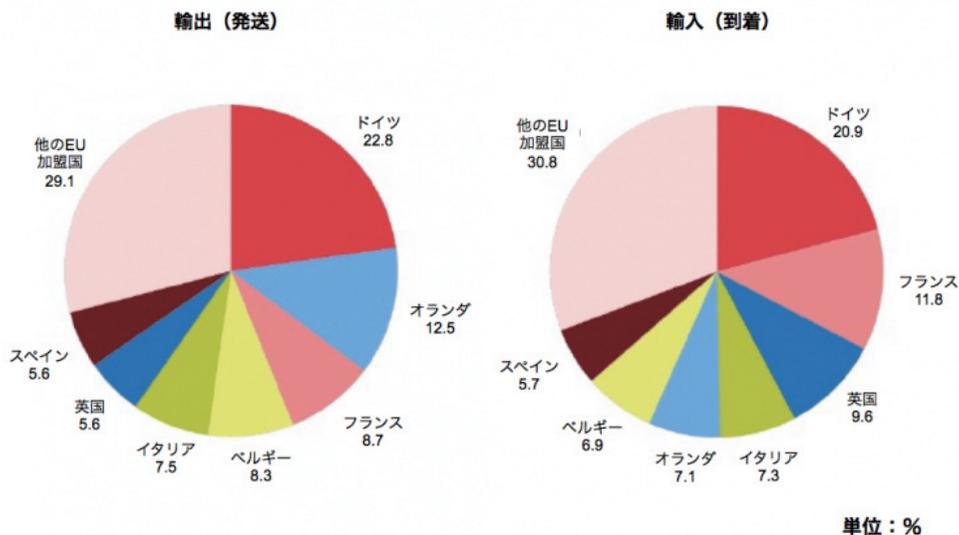
英国の輸出全体の半分を占める EU 向けの輸出は現在非課税であるが、英国が EU の関税同盟から離脱すると所定の関税が課せられることになるため、英国企業の競争力低下、国内生産設備の移転、雇用の喪失など、その影響はかなり大きなものになると予想される。

また、輸入品についても EU からの輸入が全体の約48%と過半を占めており、スイスを加えると約55%になる²⁴。しかしながら、以下の図にあるように、EU から

²⁴ HM Revenue customs, *UK Overseas Trade in Goods Statistics*, September 2017.を参照。

みて英国への輸出割合は全体の約5.6%と圧倒的に少なく、EUからの離脱によって外需に受ける影響はEUよりも英国の方が深刻とえいよう。

図-10 EU域内貿易：物品貿易の加盟国別輸出入シェア（2016）



出所：EU MAG (<http://eumag.jp/questions/f0717/>)

2) 金融面

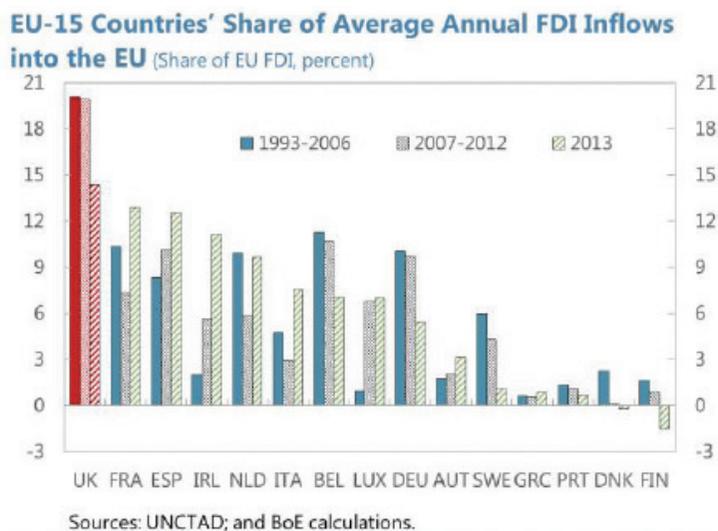
慢性的に経常収支の赤字を抱える英国にとって、海外からの投資は証券投資であれ直接投資であれ、重要なファイナンスの手段となっている。とくに直接投資については長期的な視点で生産活動に影響を与え、生産性の向上、雇用の拡大を後押しすることになる。例えば、日本からは、日産のサンダーランド工場や、トヨタのバーナストン工場、ホンダのスウィンドン工場など、多くの日系自動車メーカーが進出し、それと共に多くの自動車部品メーカーも進出している。英国での自動車生産台数²⁵が1位である日産は、年間47.6万台を英国内で生産し、その内の80%以上をEUに輸出している。4位のトヨタは19万台、内70%以上がEU向け、5位のホンダは約12万台で、その内の半分がEU向けである。日系自動車メーカーにとって、英国は欧州における自動車製造の重要拠点であることがうかがえる²⁶。

自動車産業はもとより、金融サービス、化学薬品など、英国は多くの分野で多額の直接投資を受け入れており、図-11に示されるように、英国はEUの中でも最大の直接投資の受入国となっている。

²⁵ 英国自動車製造販売協会（SMMT）の2015年のデータより。

²⁶ 現在、EU向けの自動車の輸出には関税はかからないが、もしWTO型となれば10%の関税が課されることは先述したとおりである。

図-11 EU における直接投資受入国



出所：IMF, *Country Report*, No.16/109 June, 2016.

その背景にあるのが、英語圏という魅力と関税同盟による EU 市場へのアクセスの良さである。EU からの離脱と共に、状況によっては生産設備や人材の移転が進むことも予想され、これまでのような直接投資の流入は望めなくなるかもしれない。そのことは、英国にとって将来的な経常収支赤字のファイナンスという面からも大きな問題になり得る。

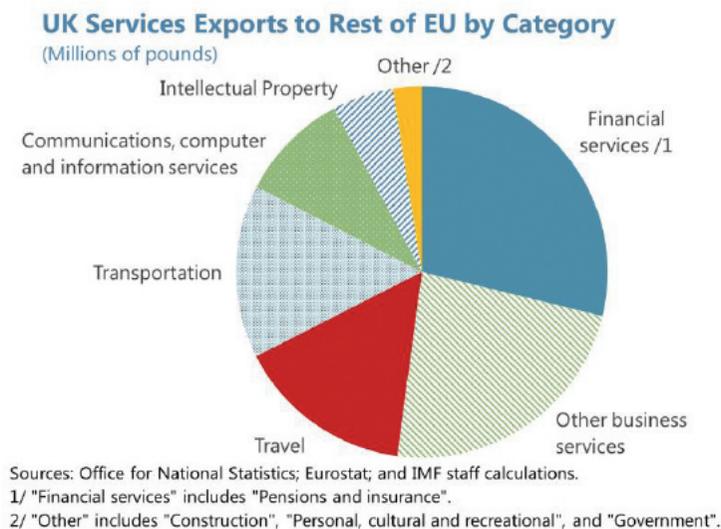
金融サービスについては、シングルパスポート制度のもとで、EU から多大な恩恵を受けている。任意の EU 加盟国で免許を得た金融機関は、他の EU 諸国においても自由に支店開設や金融商品の販売が可能となる制度で、この制度を利用してロンドンには世界中から金融機関が集まっている²⁷。

IMF (2016)によると、英国は、固定利付債およびデリバティブ取引の世界的リーダーであり、プライベートエクイティ、ヘッジファンド、クロスボーダーの銀行貸出においては EU の中ではるかに先行している。また、英国の保険業界は欧州においては最大で、世界で 3 番目に大きい。金融サービス(年金や保険を含む)は、サービス輸出の 4 分の 1 以上を占め、英国経済のすべての部門の中で最大の黒字を記録している²⁸。

²⁷ MUFU (2016)によると、ロンドンで業務展開している外国金融機関については、海外80カ国から1,400もの金融サービス業が終結し、16万人(うち外国人4万人)が働いている。

²⁸ MUFU (2016)によると、他にも金融サービス業務は、英国のGDPの約12%を創出し、約218万人(英国の全雇用者の7.4%)が金融サービスや関連専門サービス業に従事している。うち半分以上の52%は、会計・税務、経営コンサルタント、法務といった関連専門サービス業であることから、金融サービスが他の専門サービス業の広がり大きく貢献しているかがわかる。金融セクターは、英国の基幹産業であり、英国経済や雇用創出に大きく貢献している。

図-12 英国の EU 向け分野別サービス輸出の割合



出所：IMF, *Country Report*, No.16/109 June, 2016.

英国の金融サービスの輸出先に占める EU の割合はかなり大きく、シングルパスポートの恩恵が顕著に表れている分野だといえる。以下の図にあるように、1990年代初めに単一市場が発足して以来、英国では金融サービス貿易の GDP に占める割合が、OECD や EU 平均よりもはるかに高い伸びを示している。また、金融および保険サービス輸出の約 3 分の 1 は EU 向けであり、在英国銀行の投資の大部分も EU 向けである。金融部門への対内直接投資も 1990 年代初頭から急速に加速していることから、英国の金融部門にとっては、離脱後、単一市場へのアクセスがあるかどうかによって大きな影響を受けることになる。

英国が EU を離脱し、シングルパスポートの適用がなくなれば、これまで英国の拠点から EU 域内のクロスボーダー取引を行ってきた金融機関は、EU 域内において改めて免許の取得や拠点開設が必要となる。とくに、ロンドンには EU 全体の銀行監督を担う欧州銀行監督機構（EBA）が置かれていたが、既にパリへの移転が決まっている。これまで世界中から多くの金融機関がロンドンに集まり、そこを拠点としてグローバルな金融取引を行っていたが、国際金融センターとしての魅力が徐々に低下していくことは避けられないだろう²⁹。

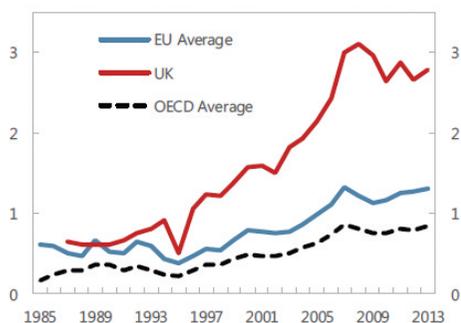
以上のことから、経常収支が赤字である英国は、その赤字分を海外からの直接投資などでファイナンスしてきたことがわかる。海外から英国に直接投資が引き寄せ

²⁹ MUFG (2016) の試算では、大手英銀の英国投資銀行部門や外国金融機関の従業員の 20% である 3.5 万人、経営コンサル、法務、会計・税務といった雇用も含めれば、約 7 万人が英国外に移動する可能性がある。

図-13 GDP に占める金融サービス貿易の推移

The UK financial sector grew rapidly after access to the single market...

Overall Trade in Financial Services Relative to GDP (Percent)

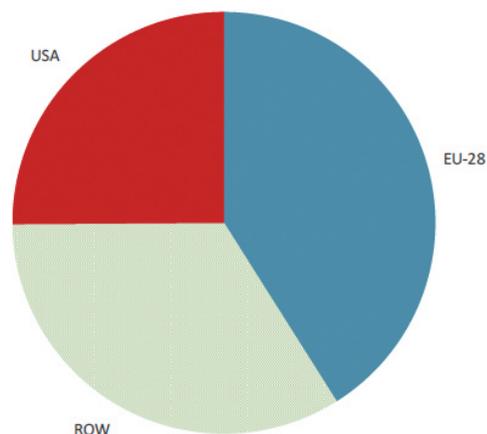


Sources: UNCTAD; IMF, *World Economic Outlook*; BoE calculations, and IMF staff calculations.
Notes: Due to data availability, OECD and EU exclude smaller countries prior to 1996. For example, Korea and Mexico are excluded from the OECD and Latvia and Romania are excluded from the EU before this date. Data are on a Bmps basis.

出所：IMF, *Country Report*, No.16/109 June, 2016.

図-14 英国の金融サービス輸出のシェア

UK: Share of Financial Services Exports (Percent)



Sources: Office for National Statistics; Eurostat; and IMF staff calculations.

出所：IMF, *Country Report*, No.16/109 June, 2016.

られる最大の理由は、EU との関税同盟とシングルパスポートの存在である。直接投資の内訳は金融サービス部門に集中しており、後に指摘するように、その点が英国の国際収支構造におけるリスク要因ともいえる。

経常収支に占める貿易・サービス収支をみると、貿易収支については EU に対して大幅な赤字であり、とくにドイツに対する赤字が EU 域内では最も大きくなっている³⁰。一方、英国のサービス収支については EU に対して大幅な黒字である。もちろん、EU 全体の輸出に占める英国の割合はそれほど大きくないことから、離脱後は EU よりも英国の方が外需に対する影響は厳しいものになるだろう。しかし、資産運用や起債、株式発行などの資金調達場所として、英国は多くの金融ノウハウを蓄積してきた。EU もそんな英国の提供する金融サービスを利用し、恩恵を授かってきたのも事実である。仮にロンドン並みの金融センターをこれから育てるとしても、ロンドンの金融市場としての履歴効果を考慮すると、容易に取って代われるとは考えられない。英国、EU の双方にとって単一市場から得られるメリットは大きく、その辺りを糸口に今後の望ましい協定を模索できる可能性はあるように思える。

³⁰HM Revenue customs, UK Overseas Trade in Goods Statistics, September 2017.を参照。

第5章 おわりに

英国にとってのリスク要因は、やはり資本収支のファイナンスにある。1984年以降、慢性的に経常収支の赤字が続いている英国にとって資本流入は欠かせず、海外からの直接投資は長期的にも重要である。しかし、英国に対する海外直接投資の約半分はEUから提供されているが、英国の経常収支赤字に占めるEUの金額はそこまで大きくはなく、赤字の大部分はEU以外の国々から生じている。要するに経常収支の赤字と資本収支の黒字の源泉がそれぞれ異なるのである。また、離脱後の混乱により海外からの直接投資が減少すると、資本流入は証券投資等の短期資本に依存せざるを得なくなる。短期資本はその時の経済状況によって大きく揺れ動くことはこれまでの国際金融の経験からも明らかで、経済的困難を引き起こすリスクを抱えることになる。

本稿で考察してきたとおり、EU離脱によって単一市場へのアクセスやシングルパスポートの便益が失われた場合は、EUよりも英国の方が被る悪影響は大きく、それをいかに克服できるかが今後の英国の課題である。

英国とEUに残された交渉時間は長くない。欧州委員会から示されたスケジュールでは、交渉をまとめた上でEUの交渉官が欧州理事会に協定案を示すのは、遅くとも2018年の秋とされている。そのような中、想定されるシナリオをいくつか示すと、①期限内に単一市場や関税同盟に留まる協定案がまとまり、円滑に離脱が進む「ソフト・ブレジット」。②最低限必要な交渉がまとまり単一市場や関税同盟から離脱するが、2年の移行期間を経てFTAを導入する。「ハード・ブレジット」であるが、円滑でスムーズな離脱。③離脱交渉をめぐる対立が激しくなり、何も決まらないまま時間切れとなり、即座にWTOルールが適応される。「クリフ・エッジ」と呼ばれる無秩序な離脱。以上の3つのシナリオを想定しているが、現時点までの交渉の経緯からすると、実現しそうなシナリオは②か③が濃厚のように思われる。英国にとってベストな筋書きは、②のシナリオのもと、EUとのFTA交渉の中で、単一市場へのアクセスについても議論を進めることであろう。他にも期限までに交渉が間に合わないとの判断から、引き続き妥結を目指し交渉期間を延長することも考えられるが、この場合は、欧州理事会での全会一致の決定が必要となり、選択肢としては想定しがたい。

将来の英国とEUの関係がどのようなものになるかは今後の交渉を見守らなければならないが、ショックを最小限に抑えるのなら、移民問題やEUへの拠出金、EU法による主権侵害といった、本稿で問題として取り上げた課題に対し、議論を重ね

た上で部分的にでも譲歩することも必要かもしれない。幸いにも、過去に一つのアイデアは議論されている。国民投票の前提として2016年2月のEU首脳会議で暫定合意された、英国の提案によるEU改革案である。その中には移民労働者に対する福利厚生を制限する「セーフティーガード」など、移民問題への改善策も含まれている。そのような案も含め、建設的な議論が必要であろう。

移民問題や主権侵害の問題は、感情に訴えるテーマである。供出金の問題についても、それは、EUの単一市場から得られる経済的ベネフィットを享受するための機会費用と捉えるべきである。本稿では移民の増加によって英国の雇用が奪われるという懸念に対し、それを肯定する経済学的な実証結果は得られなかった。マクロ経済学的知見からは、英国のEU離脱判断を肯定することは出来ない。要するに、英国民のもつEUに対するそのときの主観が、EU離脱への扉を開けたのである。

英国は1973年に経済的ベネフィットを求めてECに加盟した。英国にとって経済統合は「政治的コストを伴う経済プロジェクト」であり、大陸欧州各国にとっては「経済的恩恵を伴う政治プロジェクト」であった。しかしながら、今回の英国EU離脱の判断は、主観に多大な影響を受けた政治的コストが、経済的ベネフィットを上回ったことを示しており、英国にとってもEUが「経済的恩恵を伴う政治プロジェクト」へと変容したといえる。

参考文献

- 青木圭介 (2004) 「EU 拡大によるマクロ経済効果」、『長崎県立大学論集』、第38巻第1号、6月、121-145ページ。
- 伊藤さゆり (2017) 「EU 離脱に揺れる総選挙後の英国」、*NLJ Research Institute REPORT*、8月。
- 菅野幹雄 (2016) 『英 EU 離脱の衝撃』、日本経済新聞社、10月。
- 庄司克宏 (2016) 「イギリス脱退問題と EU 改革要求—法制度的考察—」、『阪南論争社会学編』、3月31-43ページ。
- JETRO (2017) 「ブレグジット交渉の争点と進捗状況」、海外調査部欧州ロシア CIS 課、7月。
- MUFG (2016) 「EU 離脱で危機に瀕するロンドン国際金融センター」、三菱 UFJ リサーチコンサルティング、6月。
- European Commission (2017) “EU budget 2016 Financial report”
- Fabiani S., and R. Mestre (2004) “A system approach for measuring the euro area NAIRU,” *Empirical Economics*, 29, 2, 311-341.
- Greenslade, J. V., Pierse, R. G., and Saleheen, J. (2003) “A Kalman Filter Approach to Estimating the UK NAIRU”, Bank of England Working Paper No.179.
- Home Office (2013) “Social and Public Service Impacts of International Migration at the Local”, *Level Research Report 72*, July.

- HM Revenue customs (2017) "UK Overseas Trade in Goods Statistics", *OTS Release*, September.
- HM Treasury (2017) "European Union Finances 2016: statement on the 2016 EU Budget and measures to counter fraud and financial mismanagement", February.
- IMF (2016) "UNITED KINGDOM SELECTED ISSUES", *IMF Country Report No.16/169*, June.
- Modigliani, F., and P., Lucas (1975), "Targets for Monetary Policy in the Coming Year", *Brookings Papers on Economic Activity*, The Brookings Institution, 1, 141-165.
- Sampson, Thomas (2017) "Brexit: The Economics of International Disintegration", *Journal of Economic Perspectives*, v.31, iss.4, pp.163-84, Fall.
- Simionescu, M, et al. (2017) "The Effects of European Economic Integration and the Impact of Brexit on the UK Immigrants from the CEE Countries", *Ekonomie a Management*, v.20, iss.1, pp.29-47.